

## 岡山県外で定期の予防接種を受ける場合

定期予防接種を岡山県外で接種する場合、接種を行う市町村（又は医療機関）に対して、津山市が発行する「予防接種実施依頼書」が必要になります。

また、岡山県外で予防接種をされる場合、予防接種償還払制度※が利用できます。  
※予防接種の際に支払われた費用の一部または全部を、後日公費で助成する制度です。

【接種前】

①

【申請者】

- ・津山市こども保健部健康増進課へ予防接種実施依頼書交付申請書を提出して下さい。  
（郵送での申請可）
- ※申請書は本市ホームページからダウンロードできます。



②

【津山市】

- ・津山市より、接種を希望する市町村に連絡を行い、予防接種実施依頼書を作成。



【申請者のご自宅に送付】（申請書に記入された送付先に郵送します）

③

【申請者】

- ・予防接種実施依頼書を医療機関等へ持参して接種。
- ・接種費用については一旦全額自己負担で支払い、領収書の交付を受けて下さい。
- ・親子（母子）健康手帳の予防接種記載欄に接種した記録を必ず記載してもらって下さい。



【接種後】

④

【申請者】

- ・申請期限は、接種日より1年です。
- ・予防接種後、健康増進課へ津山市予防接種費用償還払申請書を提出して下さい。  
《持参するもの》
- ・接種した医療機関等の領収書。（予防接種ごとの領収金額が明記してあること）
- ・予防接種の記録が記載されている書類。（親子（母子）健康手帳、予防接種済証等）
- ・銀行名・口座番号・口座名義等が分かるもの。（申請者と口座名義人は同一であること）
- ・印鑑（スタンプ印不可）



⑤

【津山市】

- ・審査後、後日申請口座へ入金します。

※償還払いの額は、市が定めている金額であり、医療機関等において負担した額が多い場合は、自己負担が発生します。また、少ない場合は、負担した額の全額をお支払いします。



【連絡先】

〒708-8501  
岡山県津山市山北520番地  
津山市こども保健部健康増進課  
TEL：(0868) 32-2069